

平成23年度 森町水質検査計画書ー3 濁川地区簡易水道分

[水質検査項目及び回数]

No	項目名	水質基準	検査回数	濁川・三岱地区簡易水道																		浄水			検査の省略		
				検査月																		1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上			
				浄水									原水														
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
3	がミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査	検																			検	●	●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検			検																検	○	●	●	不可
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	不可
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検			検																検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
25	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検															検	○	●	●	不可
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査	検			検																検	○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	可
37	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検															検	○	●	●	可
39	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検															検	○	●	●	可
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可
41	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査					検	検	検													検	△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査					検	検	検													検	△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可
44	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				検	○	●	●	可
45	有機物(全有機炭素(TOC))	3.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
46	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
47	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
48	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
49	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
50	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可	
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																				検				大腸菌(定量試験)・ウェルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																									

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検;ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3ヶ月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所: 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所: 茅部郡森町字濁川188番地